

市民委員会に付託となりました諸議案につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

初めは、「議案第196号 川崎市スポーツ推進審議会条例の制定について」であります。

委員会では委員から、本市のスポーツ推進計画の策定について質疑があり、理事者から、現在、国においてスポーツ基本計画を策定している段階であり、スポーツ基本計画策定後に、本市のスポーツ推進計画を策定していく予定である、との答弁がありました。

次に委員から、現在のスポーツ振興審議会委員への本条例制定趣旨の説明状況について質疑があり、理事者から、スポーツ基本法及び本条例の制定趣旨を説明し、新たなスポーツ推進審議会委員への就任の意向確認を行った、との答弁がありました。

次に委員から、スポーツ振興審議会委員のメンバー構成について質疑があり、理事者から、スポーツ振興審議会委員は、学識経験者、学校体育に関係する団体、スポーツ振興に携わる団体、公募による市民代表者及び市職員による15名の構成であるが、現在、公募による市民代表者の委員が不在のため14名となっている。また、スポーツ基本法には関係行政機関の職員の規定はないため、市職員はスポーツ推進審議会委員とはならない、との答弁がありました。

そこで委員から、特定の団体だけでなく、団体などの実情も十分調査し、障害者スポーツ団体なども含めたさまざまな団体の意見が反映できるよう、委員の構成を検討してほしい、との要望がありました。

次に委員から、スポーツ振興審議会の開催日数と今後のスポーツ推進審議会の開催予定について質疑があり、理事者から、スポーツ振興審議会は年3回程度開催しており、新たなスポーツ推進審議会についても同様に開催する予定である、との答弁がありました。

次に委員から、従前の体育指導委員が引き続きスポーツ推進員に委嘱された場合の新たな制服などの必要品の支給の有無について質疑があり、理事者から、現在、未使用のものがあるため、次期委嘱されるスポーツ推進員までは、それら未使用のものを提供していきたい、との答弁がありました。

そこで委員から、現在のスポーツ推進員は日曜日も指導者として活動しているため、予算を十分確保し、円滑に活動を行えるようにしてほしい、との要望がありました。

次に委員から、従前から体育指導委員は、各地域でスポーツの普及及び振興を担ってきたため、新たにスポーツ推進員となった場合でもこれまでどおり活動を続けてほしい、との要望がありました。

次に委員から、補助金交付を行っているスポーツ団体数及び交付のあり方について質疑があり、理事者から、高い公益性が認められたことから、公益財団法人川崎市スポーツ協会、川崎市レクリエーション連盟及び川崎フロンターレ後援会に対して、補助金を交付している。今後の補助金交付のあり方については、客観的な視点で必要性

及び費用対効果を精査していく、との答弁がありました。

そこで委員から、スポーツ振興の観点から広く補助金交付を実施してほしい、との要望がありました。

次に委員から、本市のスポーツ振興に関する所管部署について質疑があり、理事者から、昨年度、市民・こども局市民スポーツ室を新設し、教育委員会が所管していたスポーツ振興業務と市民・こども局シティセールス広報室が所管していた川崎フロンターレ等に関する業務を所管しているが、障害者スポーツに関する業務については健康福祉局で所管している、との答弁がありました。

そこで委員から、スポーツ基本法制定に伴い、障害者スポーツについても市民・こども局で所管できないのかとの質疑があり、理事者から、今後、関係局と協議・検討を行っていききたい、との答弁がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第197号 川崎市特定非営利活動促進法施行条例の制定について」であります。

委員会では委員から、特定非営利活動促進法に基づく事務実施及び窓口の場所について質疑があり、理事者から、事務及び窓口は市役所本庁舎で行っているが、法人設立を考える方に対する説明会を麻生区役所及び市民活動センターで実施している、との答弁がありました。

次に委員から、本市でのNPO法人設立の認証実績数について質疑があり、理事者から、認証対象となる法人は市内のみに事務所を持つ法人で、昨年4月から認証業務を開始し、平成22年度の認証実績は23件となっている、との答弁がありました。

次に委員から、NPO法人の認証に要する審査日数について質疑があり、理事者から、通常、認証申請受付後、2か月間縦覧を行い、その後、2か月以内に認証審査を実施するものである。本市では、申請前に事前相談を実施しているため、スムーズな手続きが可能となり、3か月程度で認証している。なお、現在までに不認証となった実績はない、との答弁がありました。

次に委員から、NPO法人認証取消の要件について質疑があり、理事者から、法人としての活動実績がなく、かつ、3年間、活動報告書等の提出が行われないことが、取消の要件となる、との答弁がありました。

次に委員から、悪質な法人への対応について質疑があり、理事者から、NPO法の趣旨としては、法人活動の自主・自律を尊重する立場から行政の監督等は必要最低限に留められ、法人の情報開示により、市民が活動の是非を判断することになる。NPO法に基づく手続き等の指導については市民・こども局で対応するが、NPO法には法人が実施する事業内容に関する指導・監督が規定されていないため、事業関係各局と連携を図りながら情報を共有していく、との答弁がありました。

次に委員から、認定や仮認定の取得を希望しているNPO法人に関するアンケート調査結果について質疑があり、理事者から、本市所管の310法人を対象としてアンケートを実施したところ、87法人から回答があり、その内15法人からは、認定及び仮認定の取得を希望しているとの回答があった、との答弁がありました。

次に委員から、NPO法人を含めた市民活動団体への支援について質疑があり、理事者から、平成13年に川崎市市民活動支援指針を策定し、これに基づいた支援の実施及び行政と市民活動団体が協働で事業を行う際に使用する協働型事業のルールについて、庁内に広く周知していくことにより、協働型事業がスムーズに図れるよう支援する、との答弁がありました。

そこで委員から、協働型事業のルールなどの趣旨を全庁的に周知徹底し、市民活動支援の統一化を図ってほしい、との要望がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第198号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では委員から、指定管理者制度の導入の理由について質疑があり、理事者から、現在、中部地域療育センターに指定管理者制度を導入しており、施設利用者へのアンケート調査などを行った結果、指定管理者制度導入後もサービスが低下していないことが確認されており、中央療育センターについてもサービス向上が見込まれること。また、指定管理者制度を導入することで、専門職員の確保や、利用者ニーズに対して柔軟な対応が期待されることなどから、指定管理者制度を導入することとした、との答弁がありました。

次に委員から、指定管理者制度導入による施設利用者への影響について質疑があり、理事者から、利用者にはそれぞれ障害の特性があり、職員が変わることについて配慮すべきことであるが、1年間の引継期間を有効に活用することで、適切な対応が可能であると考えている、との答弁がありました。

次に委員から、利用料金制度の導入について質疑があり、理事者から、利用料金制度を導入することによる利用者の負担金額の変更はなく、指定管理者は利用料金を運営費に充てることができ、柔軟な施設運営が期待できる、との答弁がありました。

次に委員から、入所施設・通所施設を一体として指定管理を行う理由について質疑があり、理事者から、法令上、入所施設・通所施設を一体的に管理しなければならないことはないが、入所施設・通所施設を一体で管理することにより、両施設に対して専門職員が柔軟に対応でき、また、利用者に食事を提供するための厨房施設や事務室の一元化が図れることから、一体化施設として整備し、一体として指定管理を行うものとした。また、入所施設を含め民営化を考えている、との答弁がありました。

次に委員から、現在のしいのき学園の園児数と障害者自立支援法に基づくサービスへ移行する対象者数について質疑があり、理事者から、現在のしいのき学園の園児数は42名であり、また、児童福祉法の改正により、18歳以上の障害児施設入所者が障害者自立支援法に基づくサービスの提供を受けることになり、しいのき学園の対象者は、16人である、との答弁がありました。

次に委員から、指定管理者による地元業者の利用等について質疑があり、理事者から、指定管理仕様書で、市内業者の育成などを明記しており、指定管理者に対して、可能な限り市内業者を利用するよう求めている、との答弁がありました。

そこで委員から、地域への貢献として、市内業者や地元の店舗などの利用を今後も

求めてほしい、との要望がありました。

次に委員から、指定管理者と地域との関わりについて質疑があり、理事者から、地域療育センターなどは、利用者が地域で生活できるよう支援することが重要であり、夏祭りや本の読み聞かせなど地域と接するイベントなどを実施しており、今後も指定管理者に対しては、地域と連携を図るよう伝えていきたい、との答弁がありました。

次に委員から、施設利用者の両親が亡くなった場合の施設利用について質疑があり、理事者から、施設利用者はさまざまな家庭環境などの事情があり、両親が亡くなった方でも施設利用は可能であること、また、現在でも両親が亡くなり、施設を利用している方がいる、との答弁がありました。

次に委員から、さまざまな理由でケアホームから遠方の通所事業所へ通わなくてはならない人もおり、遠方の通所事業所への移動支援が十分に受けられない人もいるため、広く支援が受けられるよう取組を進めてほしい、との要望がありました。

次に委員から、入所施設と通所施設を同じ事業者でなければならないという法的根拠はなく、入所施設は、経験を蓄積している現在のしいのき学園の職員が引き続き対応すべきと考えることから、本議案には賛成できない、との意見がありました。

次に委員から、しいのき学園は地域との交流・関わりは難しいという地域特性を指定管理者に伝えていくべきである。また、しいのき学園までの交通アクセスとして車椅子仕様のバス便を増やすなど交通アクセスのあり方について改善が必要である。指定管理者へのモニタリングも十分に行ってほしい。指定管理者制度を導入することはなじまないと考えるが、総合的に支援をしていくという中央療育センターのあり方が検討されるため、今後も注視していきたい。指定管理者が交代となる時期には、制度との問題が整理できるように事業の継続性についても、真剣に考えてほしい。指定管理者制度は市の総合的な施策との整合性が取れていない部分もあるが、今後十分に調整し改善が図られることを見守る視点から、本議案には賛成である、との意見がありました。

委員会では審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第202号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第219号 東扇島福利厚生センターの建物の処分について」であります。これらはいずれも東扇島福利厚生センターに関する内容ですので、2件を一括して審査いたしました。

委員会では委員から、売り払いの相手方である財団法人川崎港湾福利厚生協会と事業実施協定書の締結や建物の売却に係る仮契約書の交付を行った経緯について質疑があり、理事者から、建物を処分するにあたり、相手方の事業内容や処分金額を担保する必要があることから、議会において建物の処分に関し承認が得られない場合は失効する旨の条件付で事業実施協定書の締結及び仮契約書の交付を行った、との答弁がありました。

次に委員から、処分予定建物と同一敷地内に増築される建物との事業内容について質疑があり、理事者から、処分予定建物では食堂、休憩室及び診療室を設置し、増築予定建物では売店、カフェ、歯科医院を設置する予定である。また、増築することに

より、診療室の待合所の確保や、売店の面積増などによる福利厚生の実が図られる、との答弁がありました。

次に委員から、建物売却後の土地の管理方法について質疑があり、理事者から、長期的な港湾厚生施設の運営を担保する必要があることから、貸付とすることとし、賃貸料については、財団法人川崎港湾福利厚生協会が公共性の高い事業者であることから無償とする。また、契約解除により土地の賃貸関係がなくなった場合には、相手方に建物の撤去命令を下すか、本市で建物の買い戻しを行うことにより、土地の適正管理を行っていく、との答弁がありました。

次に委員から、処分予定建物の契約金額の支払方法について質疑があり、理事者から、契約締結後、契約保証金として契約金額の10%を支払うものとし、残金については所有権移転までに支払うものとする、との答弁がありました。

次に委員から、財団法人川崎港湾福利厚生協会が行う増築予定建物の建築費用と建築資金の確保策について質疑があり、理事者から、建築費用は約1億円強であり、処分予定建物の契約金額と合算すると約2億円となる。財源については、財団法人川崎港湾福利厚生協会が今まで行ってきたさまざまな福利厚生事業収入の積立金を充てるものである。なお、財団法人川崎港湾福利厚生協会の財政基盤の安定性を含めた事業の継続性については、10月に行われた東扇島福利厚生センター民間運営事業者選定委員会で高い評価を受けている、との答弁がありました。

そこで委員から、財団法人川崎港湾福利厚生協会の財政基盤の安定性が担保されているのであれば、土地賃借料の有償化を検討すべきである、との意見がありました。

次に委員から、津波等の発災時における避難場所について質疑があり、理事者から、東扇島における津波等の発災時の一時避難場所は、川崎マリエン等を考えている、との答弁がありました。

委員会では審査の結果、議案2件はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第211号 川崎市民プラザの指定管理者の指定について」であります。

委員会では委員から、地域との連携について質疑があり、理事者から、指定管理予定者である市民プラザNTJ共同事業体が提案している事業計画は、現在、主催や共催で行われている事業や、地域の諸団体との共催事業である橘ふるさと祭りなどを継続実施していくとの内容が示され、この計画も含めて民間活用推進委員会では、これまでどおり地域との連携が安定的、継続的に実施されることが確認できるため指定管理予定者として選定した、との答弁がありました。

次に委員から、橘処理センターからの余熱の供給停止による指定管理業務への影響について質疑があり、理事者から、現在、市民プラザでは橘処理センターからの蒸気を温水プール、施設の冷暖房に活用しており、今回の指定管理期間である平成24年度から平成26年度までの3年間は影響ないが、平成27年度以降に、余熱の供給停止中、供給再開後の対応が必要となるので、橘処理センター整備事業の基本計画等の策定状況を踏まえ、関係局と連携し、協議していく、との答弁がありました。

次に委員から、提出された収支計画におけるその他の収入の内容について質疑があ

り、理事者から、指定管理者が行う健康増進事業や文化・教養事業の指定管理業務による収入などで毎年約1億円を計上している、との答弁がありました。

次に委員から、現在の宿泊室の活用方法について質疑があり、理事者から、宿泊室は、2階と3階に和室が全16室あり、今後は、地域交流や家族の「絆」を育むスペースとして、飲食の提供を含む貸室に転換し有効活用していき、また、ふるさとコーナーについては、当面、展示販売コーナーとして活用するが、将来的には地域住民の考え方や利用者の傾向等を詳しく分析して、幅広い年齢層に活用されるよう検討していく、との答弁がありました。

次に委員から、指定管理者制度の導入により、地域住民の継続利用はどのように担保されるのかとの質疑があり、理事者から、高齢者向けの囲碁将棋室や幼児向けのプレイルーム、大広間については、引き続き無料で開放される予定のため、地域住民の継続利用は担保されている、との答弁がありました。

次に委員から、管理方法が変わると今までの利用者が、利用しづらくなることも懸念されるため、これまでと同様、地域住民も気軽に利用できるよう施設運営を行ってほしい、との要望がありました。

次に委員から、現在の財団法人川崎市指定都市記念事業公社の清算予定について質疑があり、理事者から、財団法人川崎市指定都市記念事業公社は来年3月をもって清算を行い、余剰金が出た場合には、本市に寄付される、との答弁がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第212号 かわさき新産業創造センターの指定管理者の指定について」であります。

委員会では委員から、昨年策定した新川崎・創造のもり第3期事業計画について質疑があり、理事者から、計画では、今年度8,800平方メートルの土地に、企業成長分野を優先的に整備することとし、来年度に残りの9,200平方メートルの土地について、センター内の利用状況などの調査を実施し、その後3か年のうちに事業化の方法を決定する予定である、との答弁がありました。

そこで委員から、市民が利用できるオープンスペースも取り入れてほしい、との要望がありました。

次に委員から、研究棟などの完成時期について質疑があり、理事者から、研究棟については平成24年3月末までに完成する予定であり、その後、指定管理者が行う警備業務に必要なシステムの設置などを4月末までに行う予定である。また、クリーンルーム棟については、平成24年8月末までに完成する予定であり、その後、クリーンルーム内の空気の清浄化を1か月かけて行う予定である、との答弁がありました。

次に委員から、今回の指定管理者募集要項の変更点について質疑があり、理事者から、今回の指定管理者の募集では、クリーンルームの管理実績を持つ事業者も参加できるように、クリーンルームの管理に関する項目を追加した、との答弁がありました。

次に委員から、指定管理予定者である公益財団法人川崎市産業振興財団・三井物産ファシリティーズ株式会社共同事業体の職員の構成及び業務内容について質疑があり、理事者から、三井物産ファシリティーズは統括施設管理者1名、設備管理員1名、警

備担当者1名、清掃担当者2名の合計5名であり、公益財団法人川崎市産業振興財団は、現在のインキュベーションに携わる職員等5名に技術コーディネーター等3名を加えた合計8名で、職員は合計13名となっている、との答弁がありました。

次に委員から、かわさき新産業創造センター内の全貸室の目標入居率について質疑があり、理事者から、平成24年度末の目標入居率は、本館85%、研究棟60%と設定した。クリーンルームは、平成24年9月から利用開始のため、平成24年度は40%の目標入居率を設定した。研究棟は、以降、平成25年度は70%、26年度は75%、27年度は80%、28年度は85%とそれぞれ設定している、との答弁がありました。

次に委員から、かわさき新産業創造センターのキャッチフレーズの有無について質疑があり、理事者から、キャッチフレーズはないが、かわさき新産業創造センターの特徴は、大型のクリーンルームと4大ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムの研究がワンストップで実施することが特徴であり、これらを分かりやすく広報できるよう今後検討していく、との答弁がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民委員会の報告を終わります。